



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1074	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
1075	道路の供用開始	(").....	1
1076	道路の区域変更	(").....	1
1077	道路の供用開始	(").....	2
1078	道路の区域変更	(").....	2
1079	道路の供用開始	(").....	2

告 示

和歌山県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市伏菟野字前谷822番地内	新	3.78 } 3.82	110.00	

和歌山県告示第1075号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道
路線名 温川田辺線
供用開始の区間 田辺市伏菟野字前谷822番地内
供用開始の期日 平成23年10月7日

和歌山県告示第1076号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字堂垣内2383番4地先から同市上芳養字松原2369番1地先まで	新	14.10 } 22.90	37.90	

和歌山県告示第1077号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字堂垣内2383番4地先から同市上芳養字松原2369番1地先まで

供用開始の期日 平成23年10月7日

和歌山県告示第1078号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字中木1468番3地先から同町大字高津尾字中木1460番2地先まで	新	6.90 } 14.46	660.00	

和歌山県告示第1079号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字中木1468番3地先から同町大字高津尾字中木1460番2地先
まで

供用開始の期日 平成23年10月7日